

「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」の主な対応状況

(社会保障審議会 障害者部会報告書／平成 27 年 12 月 14 日)

○障害児通所支援の質の向上等に係る留意事項（平成 28 年 3 月）

障害児通所支援事業者の指導の徹底、放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底、障害児本人の発達支援のためのサービス提供の徹底等を内容とする留意事項を、地方自治体向けに通知

○地域生活支援事業実施要綱の改正（平成 28 年 3 月）

失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象者であることを明確化

○医療的ケア児の支援体制の構築の推進（平成 28 年 6 月）

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、地方自治体が計画的に取り組むための留意事項等を、地方自治体向けに通知

○入院中の外出・外泊時における移動支援（平成 28 年 6 月）

入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用が可能である旨を明確化

○入院中の意思疎通支援事業の利用（平成 28 年 6 月）

入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の利用が可能である旨を周知

○相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（平成28年10月）

障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」（平成28年3月から計5回開催）において、相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性のとりまとめを公表